



平成 30 年 3 月 1 日

ステート・ストリート信託銀行株式会社

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針等について

ステート・ストリート信託銀行株式会社（以下、「当社」と言います。）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）附則第 10 条第 1 項の規定に基づき、当社における電子決済等代行業者（※）との連携及び協働に係る方針等について、下記の通り、公表します。

※ 上記「銀行法等の一部を改正する法律」による改正後の銀行法（以下、「改正銀行法」と言います。）第 2 条第 18 項に定める「電子決済等代行業者」を言います。以下、同じ。

### 記

#### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当社では、お客様のとのお取引状況等を勘案、当面電子決済等代行業者との連携及び協働を行う予定はございません。

ただし、今後経営環境及びお客様とのお取引状況等の変化などにより、電子決済等代行業者との連携及び協働を開始することとなった場合は、改めて公表いたします。

#### 2. 体制の整備に係る事項

当社は、上記 1. の通り、当社が電子決済等代行業者との連携及び協働を行う予定はございません。そのため、当面の間、当社は、銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第 2 条第 2 号及び第 3 号に定める体制の整備を行う予定はございません。ただし、今後電子決済等代行業者との連携及び協働を開始することとなった場合は、法令および当社ならびにステート・ストリート・グループの社内規定に則り、適切な体制を整備のうえ、公表いたします。

#### 3. 本件に係るご照会窓口

本件に係るご照会・ご相談等につきましては、下記の担当窓口までご連絡をお願いいたします。

（担当窓口）〒105-6325

東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー 25 階

ステート・ストリート信託銀行株式会社 コンプライアンス部

（電話番号：03-4530-7200）

（メールアドレス：TOKYOSSTBCOMPLIANCE@StateStreet.com）

以上